

令和4年度

# 施政方針

宮城県 美里町

令和3年度美里町議会3月会議の初日に当たり、わたくしの所信を申し上げますとともに、令和4年度の施政方針につきまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

初めに、この度の町長選挙におきまして、再選という身に余る結果を頂戴しました。わたくしに寄せられました数々の御支援に対し、心から感謝申し上げますとともに、町民皆様の厚い信託を賜り、町長という職責の重さとその使命に身の引き締まる思いであります。

3期目は、新中学校の整備、人口減少の抑制対策など山積する課題解消に向け、町民皆様との対話を大切にしつつ、ときには強い信念の下、決断をしてまいります。

さて、国内の情勢を眺めますと、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の出現により感染は拡大し、世界経済にも大きな影響を及ぼしております。

このように先行き不透明な中、国では新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく必要な対策を講ずるとともに「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現に取り組んでおります。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策は、今後とも取組を強化しなければならない最重要課題であります。その最も有効な対策は、現在行なっているワクチン接種を確実に進めていくことであることから、引き続き、国・県と連携を図りながら、町立南郷病院を中核として町内の医療機関の協力の下に、接種を希望する住民へのワクチン接種を早期に完了するよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

また、新中学校の整備につきましては、令和3年度に建設用地の取得を終了し、設計・建設・維持管理をPFI事業として担う事業

者の選定も終えております。令和4年度におきましては土地造成工事に着手すると同時に、校舎等の基本設計、実施設計に取りかかるなど、新中学校の建設に向けた取組を着実に進めてまいります。

一方では、保護者、教員、住民、学識経験者等で構成する「新中学校開校準備委員会」を本年4月に立ち上げ、新中学校の名称や校歌、校章、記念行事、教育課程、通学に関する事など、開校に向けた重要な事項について協議を行なっていただくこととしております。

さらには、南郷地域におきましては、令和3年4月からの10年間、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎対策事業債を活用できることとなったことから、昨年12月に策定した「美里町過疎地域持続的発展計画」に基づき、南郷地域の活性化と若者の定住、住み良いまちづくりの推進に向け、体制を強化して進めてまいり所存であります。

本町には、令和4年度におきましても、多くの行政課題が山積しております。そうした中においても、優先されるこれらの取組を令和4年度の重要施策として位置づけて、重点的に取り組んでまいります。

限られた行政資源の中で、町政各般にわたって町民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるよう邁進してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、各分野にわたり、順次わたくしの所信を申し上げます。

はじめに、定住化の推進について申し上げます。

定住促進奨励事業につきましては、通勤や通学に利便性の高い本町の特色と定住者への助成制度を広く周知するとともに、人口減少を見据えた若者向けの住宅施策を検討してまいります。また、コロ

ナ禍で都市から地方への移住が注目されており、活用できる空き家情報の収集及び提供に努めながら、宮城県と連携して行っております東京圏から地方への人の流れを創る移住支援事業に継続して取り組んでまいります。

次に、地域づくりに関する施策について申し上げます。

行政区、自治会の活動につきましては、今般、高齢者の一人暮らしや災害が増加傾向にあることから、人と人、地域のつながりがより一層求められております。コロナ以前のような活動は難しい場合もありますが、それぞれの地域の特色をいかした自主的な活動の展開ができるよう地域活動を支援してまいります。また、本年4月から地域おこし協力隊員を受け入れ、新たな視点から地域づくり活動に取り組んでまいります。

次に、住民交流及び平和行政の推進について申し上げます。

地域間交流の推進につきましては、コロナ禍での制限を鑑みながら、交流人口の増加に努めてまいります。特に、友好都市協定を締結しております福島県会津美里町、災害時における相互応援に関する協定を締結しております山形県最上町とオンラインなどを活用した情報交換や交流を図り、これまでの友好関係の継続に努めながら、新型コロナウイルス感染症収束後の交流の推進につながる取組を進めてまいります。

国際交流事業につきましては、お互いの文化を理解し、国際感覚を身に付け、より広い視野を得ることのできる貴重な機会でありますことから、本町と国際友好姉妹都市であります米国ミネソタ州ウィノナ市との間において、中学生及び高校生の相互訪問を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、実施が難しい状況が続いておりますが、引き続き、オンラインを活用した交流を重ねるとともに、相互訪問の再開に向けた取組を進めてまいります。

平和行政につきましては、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い、非核平和推進事業を進めてまいります。将来を担う子どもたちを対象とした平和体験学習事業や平和展などを実施し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学ぶ機会の提供に努めてまいります。

次に、交通安全及び防犯対策について申し上げます。

交通安全対策につきましては、「美里町交通安全計画」に基づき、町内の交通安全関係機関、関係団体及び小中学校等と連携した参加型、協働型の交通安全活動を推進するとともに、交通安全指導隊の隊員確保に努め、引き続き交通安全思想の普及啓発、飲酒運転の根絶と子どもや高齢者等、交通弱者の交通事故防止に取り組んでまいります。

また、全国的に複雑化、多様化及び凶悪化する犯罪が無くならないことから、防犯対策についても、町内の防犯関係機関、関係団体及び小中学校等と連携を図りながら、防犯実働隊の隊員の確保に努め、引き続き地域の防犯活動を推進し、防犯対策の呼びかけと犯罪の未然防止に努めてまいります。

次に、地域公共交通施策について申し上げます。

住民の身近な移動手段であります住民バス及び南郷地域で実施しておりますデマンドタクシーの運行につきましては、安全・安心な運行に努めながら、地域公共交通の効果的な運行体系の確立を目指し、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

また、自動車事故防止の観点から、自動車運転免許証を自主返納する高齢者等に対しては、住民バス及びデマンドタクシーの無料乗車券を交付するなど、移動手段確保のための支援を継続して行ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域で支え合う福祉社会の実現につきましては、「地域における

支え合いとともに、様々な主体が協力・連携し、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現」を目指し、引き続き、各種団体、民生委員・児童委員及び各種ボランティアの活動を支援してまいります。また、社会福祉法人美里町社会福祉協議会と共同で策定しました「第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画」に基づき、社会状況の変化や制度改正などに対応し、より一層の地域福祉活動の進展を図ってまいります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

令和3年3月に策定しました「美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、「生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち」を基本理念として各種事業を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、引き続き介護サービス利用者各々の生活環境やニーズ等に応じた支援体制の強化と充実を図るとともに、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りながら実施いたします。

また、認知症に対する正しい知識と理解への啓発を進め、高齢者の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりへの支援及び介護予防事業を実施し、必要な医療や健康づくりにつなげてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

令和3年3月に策定しました「第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画」に基づき、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を目指し、自立した生活を送る上で欠かせない相談支援体制とサービス提供基盤の確保と充実に努め、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

働きながら次世代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができるよう、保育施設の整備を進めてまいりました。令和4年度当初は待機児童ゼロとなる見込みであることから、引き続き民間保育施設の運営事業者と連携を図ることで、保育需要に対する安定した供給体制を整え、待機児童ゼロの継続を目指してまいります。

また、年々利用希望が増加している放課後児童クラブ事業については、現在、南郷小学校敷地内に新たに建設している南郷放課後児童クラブ施設を令和4年4月から供用開始し、さらに令和4年度には、不動堂小学校敷地内にも放課後児童クラブ専用施設を建設・整備し、児童の受け入れ体制を整えてまいります。

少子化が進行する中で、子どもの健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている子ども医療費助成については、非常に重要な施策と考えていることから、対象年齢を令和4年4月から18歳までに拡充して、子どもの医療機会の確保及び子育てに要する保護者の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健活動の推進について申し上げます。

生活習慣病などから住民の健康を守るための保健活動の推進につきましては、新たに策定しました「第3期美里町健康増進計画」及び「第3期美里町食育推進計画」に基づき、住民一人一人が自らの健康を守るための健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を実現できるように関係機関と連携し事業を進めてまいります。

国民健康保険事業については、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域における事業を引き続き担いながら、宮城県と連携を密にして財政運営の安定化に努めてまいります。また、現在実施しております新型コロナウイルス感染症拡大に伴う被保険者の経済的負担を軽減する被保険者均等割額の特例措置につきましては、引き続き令和4年度も実施してまいります。

国民健康保険事業として実施する保健事業につきましては、医療

費適正化を踏まえ、被保険者の生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療を図るため、引き続き特定健康診査の受診者負担を無料とし、未受診者に対する細やかなアプローチや特定保健指導を受診しやすい環境づくりに努め、糖尿病の重症化予防等、被保険者の健康増進につながるよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度の運営については、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、健全な制度運営に努めてまいります。また、令和3年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を継続し、被保険者の心身の特性に応じたきめ細やかな保険事業の実施に努めてまいります。

健やかな母子保健活動の推進につきましては、子どもたちを取り巻く環境が変化する中、個々の家庭や養育者が抱える問題が多様化しております。母子健康包括支援センターにおける相談体制の強化とともに、母子保健事業を通して引き続き妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施してまいります。

次に、地域医療体制の充実について申し上げます。

地域医療につきましては、周辺自治体との連携を強化し、大崎・栗原医療圏、石巻医療圏への重篤患者の救急医療体制を確立しております。平日夜間及び休日の初期救急医療については、これまでと同様に町立南郷病院で対応するほか遠田郡医師会、大崎市医師会等に協力を求めてまいります。

町立南郷病院は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組むと同時に、今後とも地域の医療拠点として、良質な医療サービスの提供に努めてまいります。また、医療スタッフの確保を図りながら、住民が安心できる医療を提供するために、ほかの医療機関と連携を行いながら健全な経営に努めてまいります。

次に、公衆衛生及び消費者行政について申し上げます。

空き家等の対策につきましては、引き続き、実態調査及び行政指導の適正な運用を図り、良好な生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、住民の安全で安心な生活の確保に努めてまいります。

廃棄物の減量化、リサイクルなどの環境に配慮した取組については、美里町公衆衛生組合連合会、地域住民と一体となって、廃棄物の分別収集の周知徹底を図り、更なるごみの減量化と資源化率の向上に努めてまいります。また、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加していることから、可燃粗大ごみについて、大崎広域東部クリーンセンターへ直接搬入できない高齢者などのために、戸別収集業務を本年4月から開始いたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生しました農林業系汚染廃棄物につきましては、令和3年12月末現在、55.82トンの処理を終えました。今後も関係機関と連携しながら確実に処理を進めてまいります。

地球温暖化対策については、「美里町地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設の省電力・高効率化を図るとともに、事務事業の見直しを行いながら、温室効果ガス総排出量の削減に努めてまいります。また、新たに策定する「美里町再生可能エネルギー導入計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進し、持続可能な循環型社会、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めてまいります。

消費者行政につきましては、高齢化の進行、成年年齢の引下げにより、消費者被害の拡大が懸念されます。また、IT化の進展、電子商取引の拡大など、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、トラブルの内容も多様化、複雑化しております。相談窓口の周知及び効果的な広報、啓発活動に努めるとともに、消費生活相談員を配置して消費者被害の未然防止、拡大防止に努めてまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

雇用情勢につきましては、先行きの不透明感は依然として強い傾向にありますが、今後もハローワーク、職業能力開発機関等と連携を図りながら、雇用情報及び就労訓練情報を定期的に収集し、広く周知活動に努めてまいります。

高齢者の就労促進につきましては、令和4年は人口動態上の節目とされる「2025年問題」の入り口に当たり、今後3年をかけ団塊の世代が順次75歳を迎えます。増加する高齢者の社会参加及び就業を一層促進するため、公益社団法人美里町シルバー人材センターの運営支援を通じ、高齢者の多様な就業機会の確保を図ってまいります。

次に、産業の振興について申し上げます。

令和3年度を振り返りますと、緊急事態宣言の発出と解除、新型コロナウイルスの新規感染者数の増減に合わせて、経済活動の制限と緩和が繰り返された1年でありました。

こうした状況下、日本経済は緩やかな持ち直しが続くと思われましたが、新型コロナウイルス感染症は、新しい変異株の出現など予断を許さない状況にあり、国内外の経済や社会生活に依然として大きな影響をもたらしています。

感染が収束にまで至っていない以上、当面は、感染防止と経済活性化を慎重に両立させる状況が続くと考えられ、新型コロナウイルス感染症による生活環境への変化によって、コロナ禍前と同様の消費活動の再開は考えにくく、以前にも増して新たな発想が求められる局面に差し掛かっているとと言えます。

本町におきましても、既存事業の着実な実施はもとより、事業経営が維持継続されるべくセーフティネットへの取組と並行し、新規

事業や業態転換の促進など、国、県との連携を図りながら、適時的確に事業者の皆様に寄り添った施策を講じていく考えであります。

次に、農林業の振興について申し上げます。

農業は、地球温暖化に伴う大規模な自然災害、人口減少による国内マーケットの縮小、生産者の減少等による経営基盤の脆弱化など、様々な課題に直面しています。一方、新型コロナウイルス感染症を契機とした農畜産物の国産回帰の動き、価値や価格が同じであれば社会に貢献できるモノを選択したいといった消費行動の変化なども見られ、「美味しいものを食べたい」という普遍的なニーズに加え、こうした需要構造や消費意識の変化に対応していくためには、行政、関係団体及び生産者が一体となって取り組むことはもとより、生産者が自らの経営判断で意欲的に経営できる環境を創出することが重要であります。

中核的な担い手においては、生産力の向上と持続性の確保を両立し、スケールメリットをいかした低コスト化、高収益化による経営の展開、中小規模の経営体においては、農産物直売所での販売、6次産業化や商工業者との連携による付加価値の創出など、生産者が意欲を持って営農を継続できるよう経営規模や経営内容に沿った支援を行い、農業の成長産業化を目指してまいります。

町の主力作物である米の生産につきましては、国内需要の低迷、民間在庫量の高止まりを背景に、令和3年産米の概算金が20パーセントを超える下落となり、稲作農家の経営に大きな打撃を与える結果となりました。

一方、海外に目を転じれば農作物の輸出は、コロナ禍にあっても好調を維持し、年間の輸出額は1兆円を突破。本町におきましても海外に向けた主食用米の輸出を推進しますとともに、主食用米以外への作付け転換を引き続き促進する考えであります。

経営所得安定対策につきましては、美里地域農業再生協議会が策定しております「美里地域水田農業ビジョン」に掲げられた水田農業の将来像「水田フル活用による収益性の高い農業」の実現に向け、国内外のマーケットや消費者の需要に応じた農作物の生産振興及び所得の向上が見込まれる土地利用型野菜の産地化を図るため、生産強化に向けた体制整備を進めてまいります。

また、本町においては、麦、大豆をはじめ、需要に応じた作物の生産振興を図ってきたところでありますが、将来にわたる米の需要減少を見据え、転作作物の更なる拡大を積極的に推進してまいります。

園芸振興につきましては、中塚地区に整備が進められておりました国内最大級の自動水耕栽培プラントが令和3年度に完成いたしましたことから、本プラントの安定運営を支援しますとともに、地元農業者、JAとの連携を促進し、業務用野菜の産地化を図ってまいります。

畜産振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく低迷した子牛価格、枝肉価格は、直近の市場動向を見ますと、例年並みの価格まで回復の兆しが見られます。一方で、原油価格の高騰や世界的な飼料原材料の需要拡大を背景に、飼料価格が上昇している状況となっており、今後も安定した畜産経営が図られるよう、繁殖素牛の導入に係る無利子貸付け及び肥育素牛の導入に係る購入支援を継続して実施してまいります。

農産物の付加価値創出に向けた取組につきましては、「生み、育て、活かす」の方針のもと、各事業者の取組段階に応じた支援を実施するとともに、農産物や加工品が持つ背景や開発のストーリーをいかした商品造成、開発した商品を継続的に販売できる人材の育成

に努め、販路の創出ができるよう関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

また、北浦梨の認知度向上及び販路拡大につきましても、町内の飲食店はもとより、仙台圏域の飲食店等との連携を図りながら、「北浦梨フェア」を実施してまいります。

農業農村整備につきましては、町内のほ場整備率が87パーセントとなっております。現在、事業実施地区であります出来川左岸上流地区の早期完了、整備に伴う事後転作、農地集積等が円滑に進められるよう支援してまいりますとともに、新たに青生梅ノ木地区の地形図作成に取り組んでまいります。

農業用水利施設につきましても、関係機関と連携し、団体営土地改良施設管理事業等の水利施設の計画的な更新を図りながら、農業用水の安定利用及び水利用の合理化に努めてまいります。

農業が持つ多面的な機能が将来にわたり発揮されるためには、集落機能の維持向上が不可欠であり、地域ぐるみの取組が重要となります。現在、21団体が保全管理対策に取り組んでおり、今後も継続した取組が推進されるよう支援してまいります。

また、近年、全国各地で頻発する記録的な豪雨は、農業農村における重大なリスクの一つとなっております。本町におきましても、水田が持つ雨水貯留能力の発揮を通じ、豪雨被害等の軽減を図られるよう、新たに田んぼダムの普及、促進に取り組んでまいります。

担い手の確保対策につきましては、2020年農林業センサスの概要によりますと、経営体の減少、生産者の高齢化が一層進行していることが明らかとなりました。農地集積が進展し、大規模経営体や雇用型大規模法人が中核的担い手として期待が増す中、生産性の向上と持続性の確保を図るためには集落営農組織の法人化が不可欠でありますことから、引き続き、短期のコンサルティングを通じ、

法人設立を目指す集落営農組織の掘り起しに取り組んでまいります。

一方、農業農村に生きがいや働きがいを求める若者たちは、農業に対してネガティブな固定観念を払拭し、ポジティブな動機で農業農村にかかわる機会を求めるようになってきています。次世代の地域農業を担う若手農業者が意欲とやりがいを持って農業経営を展開できるよう、若手農業者によるワークショップの開催を通じ、担い手の確保と魅力ある農業の展開を推進してまいります。

農地利用の最適化の推進につきましては、担い手への農地の集約化、遊休農地の発生防止と解消、農業従事者の新規参入の促進に努めてまいります。また、農地中間管理事業等を活用しながら、農地の貸借や売買による集積を促進し、農地の有効利用、効率的で安定的な経営体の育成や支援、生産規模拡大を推進し、農業経営の安定化にも取り組んでまいります。

林業施策につきましては、森林経営管理制度に基づき、森林所有者の意向等を踏まえつつ、宮城県、森林経営管理サポートセンター、森林組合等と連携し、森林資源の適切な保全に努めてまいります。

次に、商工・観光物産の振興について申し上げます。

商工業の振興につきましては、地域経済の安定や就業機会の提供に重要な役割を果たし、町内事業所全体の約9割を占める中小企業・小規模企業を中心に、中小企業振興資金制度による円滑な資金融通の確保や多様な資金調達手段への支援、中小企業等経営強化法に基づく先端設備の導入等、中小企業・小規模企業の持続的な成長発展を図るため「美里町中小企業・小規模企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、各施策を総合的に推進してまいります。

工業の振興につきましては、「地域未来投資促進法」に基づく

「ものづくり」「農林水産・食品産業」等の各基本計画及び同基本計画に基づく土地利用調整計画の円滑な推進を図ってまいります。また、美里町企業立地促進奨励金制度等の活用を図りながら、生産性向上及び事業高度化に向けた取組を支援しますとともに、新規事業所の誘致に努めてまいります。

遠田商工会におきましては、コロナ禍において様々な経済対策にかかわりながら会員への支援はもとより、地域経済の回復に取り組んでまいりました。遠田商工会と連携強化を図るとともに、遠田商工会、涌谷町及び美里町の三者で策定しました「経営発達支援計画」に基づき、事業者の経営発達段階に応じた経営改善及び事業承継等の取組を展開してまいります。

新たな人材を発掘し「しごと」が生まれる「場」づくりを目的に開設しました美里町起業サポートセンター「Kiribi」は、開所から5年を迎えます。シェアオフィスの利用者や来所者も増加し、施設の認知度もしだいに高まってきたものと感じております。

引き続き、定期的な起業相談会を実施、起業セミナーの開催などを通じ、商品・サービスの創出及び新陳代謝を促進しますとともに、チャレンジする人を後押しできるよう、起業・創業の支援に努めてまいります。

観光・物産の振興につきましては、宮城県が誕生して150周年の節目を迎え、郷土への更なる愛着の醸成や地域の魅力再発見をテーマに「県政150周年記念観光キャンペーン」が実施されます。新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光・物産を回復させるため、宮城県と連携を図りながら、各種事業に取り組むとともに、美里町の魅力を積極的に発信してまいります。

物産につきましても、各種イベントや催事への出展を通じ、商品

ファンの開拓や商品のPRにつなげるほか、付加価値創出支援事業との連携により、商品開発への支援を継続しますとともに、美里町農産物直売所「花野果市場」やふるさと応援寄附金制度との有機的な連携を図り、事業者の販路確保・拡大にも寄与してまいります。

大崎地域1市4町で構成する大崎地域世界農業遺産推進協議会を中心に取り組んでおります世界農業遺産の関連事業につきましては、「世界農業遺産保全計画」いわゆるアクションプランに基づき、フィールドミュージアム構想の具現化に向けた取組を推進しますとともに、副読本の発行、ブランド認証、居久根の診断カルテなどの取組を実施してまいります。

各種イベントの開催につきましては、「新たな生活様式」を取り入れた催事開催が促進され、コロナ禍においても町ににぎわいが創出されるよう各実行委員会への支援に努めてまいります。

また、令和3年度から本格実施しました「企画提案型産業振興催事」につきましては、地域の集客力向上及びにぎわいの創出を図るため、実行委員会等が主体的に実施する催事を広く支援してまいります。

町の財源確保策の一つでありますふるさと応援寄附金制度につきましては、町内生産者、事業者にとりまして、返礼品を通じた販路拡大にも直結しますことから、引き続き、多くの皆様から応援していただけるよう、制度を利用しやすい環境づくりを一つひとつ実施してまいります。

次に、土木行政について申し上げます。

はじめに、道路事業について申し上げます。

道路は、住民の生活を支える社会基盤であるため、引き続き安全で安心な維持管理及び整備に努めてまいります。

道路維持管理は、道路の点検、パトロール等を実施し、状況を把握しながら、適切に対応してまいります。また、劣化が進む施設の修繕については、橋りょうの点検及び修繕を行いながら、主要な幹線道路の修繕工事を進めてまいります。道路整備については、交付金事業を活用した歩行スペース確保等の整備及び令和3年度に引き続き町道等の整備を実施してまいります。

国道及び県道の整備や環境改善の推進につきましては、「美里町内国道・県道整備促進期成同盟会」を中心に要望活動を進めてまいります。現在、事業着手している国道108号の<sup>どうみょう</sup>道明及び<sup>じゃぬま</sup>蛇沼交差点の改良事業、主要地方道石巻鹿島台色麻線の歩道整備及び主要地方道鹿島台高清水線と国道108号小牛田バイパスを直結する仮称牛飼バイパスの整備について、早期完成を強く要望してまいります。

排水対策については、近年、集中豪雨による被害が全国的に多発しておりますことから、町内の排水施設の維持管理に一層努めてまいります。また、今までに、要望等が寄せられている排水不良箇所等について改善を図ってまいります。

公園施設については、引き続き長寿命化計画に基づき、施設の改修等を行うとともに、都市公園の施設等点検及び修繕を実施し、利用環境の改善整備に努めてまいります。また、令和4年度から、十王山公園の整備に着手いたします。

次に、建築行政について申し上げます。

災害に強いまちづくりを促進するため、引き続き道路沿いの危険なブロック塀等の除去に対する支援を実施するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震改修につきましても支援を継続し、住民の安全確保に努めてまいります。

また、住宅施策については、「美里町公営住宅等長寿命化計画」

に基づき、経年劣化が進んでおります公営住宅の建替えについて具体的に検討しながら、引き続き快適な住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、居住環境対策について申し上げます。

水道事業につきましては、安全で安心な水道水を安定供給できるよう、石綿セメント管の布設替え等耐震化を推進し、継続的な漏水調査により早期発見、早期修理を進め有収率の向上に取り組んでまいります。

施設の更新では、令和3年度から進めている宮城県大崎広域水道との共同施工による陸羽東線一本松踏切を横断する配水管更新工事を令和4年度まで実施してまいります。

また、梅ノ木取水場では、水質事故に備え活性炭充填設備を設置してまいります。

水道事業を安定的に継続していくために、新たに策定する第2次美里町水道事業経営戦略に基づき、適正かつ効率的な経営を努めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道施設の整備や合併浄化槽の設置補助を行い、公衆衛生の向上を図り、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

公共下水道事業では、良好な生活環境の保全を図るため処理区域の拡張を行ってまいります。供用開始後には、水洗化率の向上を図るため下水道接続奨励金等を活用し早期接続を促進してまいります。

また、下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、下水道施設の点検調査及び修繕・改築計画を策定し既設管の修繕及び更新に取り組んでまいります。

農業集落排水事業では、引き続き南郷第2地区、南郷第3地区及び中塚地区処理施設の改築更新による機能強化と施設の長寿命化対策により適切な維持管理に努めてまいります。

また、南郷地域の雨水対策としましては、二郷地区の雨水排水路

の整備を進めてまいります。水路敷地として用地買収を必要とする場所がありますので、地権者の協力を頂きながら浸水解消を図ってまいります。

下水道事業におきましても、新たに策定する第2次美里町下水道事業経営戦略により明らかになった経営状況や課題を踏まえ、施設の維持管理や下水道事業債の元利償還金などの事業運営にかかる財源確保に向けて、上下水道事業経営審議会から意見を頂きながら、適正な下水道使用料について検討し、将来にわたり安定した事業運営ができるよう下水道事業の経営健全化に取り組んでまいります。

次に、防災及び消防体制を確立するための対策について申し上げます。

防災対策につきましては、「美里町地域防災計画」に基づき、訓練を通じて非常時に備え防災体制の確立に努めるとともに、「美里町消防施設等整備計画」に基づき、消防施設の適正な管理に努めてまいります。また、情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、エリアメール、SNSにより情報を発信することで、非常時における通信手段の多様化に努めてまいります。

地域防災については、行政機関や消防機関だけでなく、自主防災組織、企業等を含めた、地域が一体となった取組が有効でありますことから、地域防災指導員を配置し、更なる連携強化など、地域の総合的な防災力の向上を支援してまいります。また、防災行政無線の戸別受信機設置に対する補助制度を継続してまいります。

消防団については、火災のみならず、地震、大雨等による災害時の応急対応、住民に対する避難情報の伝達、被害情報の収集等、その果たす役割は非常に大きなものがあります。特に、火災発生時には、消防団による初期消火活動の重要性が高くマンパワーが必要であることから、処遇の改善を図り消防団員の確保に努めるとともに、遠田消防署等関係機関の協力を得て団員の規律や消防操法技術の向

上等に努めてまいります。また、予防消防については、美里町婦人防火クラブ連合会、美里町消防団後援会連合会の啓発活動を支援してまいります。

災害対策については、局地的集中豪雨等が全国的に発生し、大きな被害をもたらしている中で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う複合災害への対策が重要となっております。本町においては、「避難所運営マニュアル」等を策定しておりますが、平時における訓練を通じて必要な改善に努めてまいります。また、非常食、飲料水等の備蓄量の確保には限界がありますとともに、非常時には職員のマンパワー不足が想定されますことから、民間事業者等との積極的な連携の強化に取り組んでまいります。

令和4年度については、改訂するハザードマップについて、住民の皆様への周知を図るとともに、要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援に取り組んでまいります。また、総合防災訓練の実施については、東日本大震災や令和元年東日本台風の教訓から、公助と共助の役割の連携に重点を置きつつ、引き続き職員訓練、住民参加型の訓練を実施してまいります。

原子力防災につきましては、令和3年12月に女川原子力発電所2号機の工事計画が原子力規制委員会により認可されたことにより、女川原子力発電所2号機の再稼働が現実のものとなりますことから、より一層避難計画の実効性の確保が必要となっております。町といたしましては、女川原子力発電所の再稼働に反対する姿勢に変わりはありませんが、引き続き国及び宮城県と連携しながら、各種計画及びマニュアルを整備し訓練を実施することで、課題を洗い出し避難の実効性の確保に努めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

教育行政につきましては、施策全般にわたり、これまでの新型コ

コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、対策を十分に講じながら進めてまいります。

教育行政は、「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」及び「第2期美里町教育振興基本計画」に基づき実施してまいります。また、教育委員会が権限を有する事務の管理及び実施状況について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、自己点検及び自己評価を行い、公正かつ適切な事務の管理及び執行に努めてまいります。

地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など世界規模で様々な課題がある中、未来の担い手である子ども達がこれらについて学び、理解を深めていくことが肝要であると考えております。このことから、国際的な取組である「持続可能な開発目標（SDGs）」の中の「持続可能な開発のための教育（ESD）」を踏まえた取り組みを進めていく考えであり、環境教育を中心とした学習を小・中学校において計画し、実践してまいります。

次に、学校施設の維持管理について申し上げます。

学校施設については、令和3年度に実施した各学校施設の点検結果を基に修繕してまいります。また、中長期的な視点から学校施設の修繕を行うため、「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、効率的かつ効果的な修繕を行い、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、学校給食の提供について申し上げます。

令和3年度に学校給食費の単価を改定した結果、副食を充実させることができ、充足すべき栄養量が向上し、よりバランスの良い給食が提供できるようになりました。今後も栄養士会で情報を共有し、献立の工夫を行うなど、よりよい給食の提供に向けた取組を進めてまいります。

また、令和2年11月から、JA新みやぎの環境保全米の提供、令和3年9月から美里町産の小麦を使用したパンの提供を行っております。今後も可能な限り地元の食材を活用した給食が提供できるよう努めてまいります。

これらの取組については、保護者に周知し、学校だけではなく、家庭とも連携した食育の推進につなげてまいります。

次に、小学校、中学校及び幼稚園の教育振興をはじめ教育行政の各施策について、順次申し上げます。

子どもたちが自ら課題を発見し、自ら考え、相手と話し合い、協働してその解決に向かう力を育てる「主体的・対話的で深い学び」ができるよう、教育環境づくりに努めてまいります。

学力向上については、令和3年度に学力向上推進委員会を設置し、小中学校に配置しております学力向上支援員の効果的な活用を含め、町内小・中学校における児童生徒の学力向上に向けた対策や取組を進めてまいります。また、学校施設内の高速ネットワーク環境及び1人に1台のタブレット端末を最大限活用したICT教育の充実に努めてまいります。

次に、特別支援教育について申し上げます。

現在、小・中学校では、何らかの障害があり「困難さ」を抱え、支援を必要とする児童生徒が特別支援学級だけでなく普通学級にも在籍しています。このような支援を必要とする児童生徒は、増加傾向にあり、幼稚園においても同様の状況であります。

これまで、特別支援教育専門員を教育委員会事務局に専従で配置し、増加傾向にある特別な支援が必要な児童生徒及び幼児の保護者等に対して、専門的な立場からの助言や指導を行える体制を確立し、支援の充実に取り組んでまいりました。今後も特別支援教育専門員を配置し、特別支援コーディネーターなどとの連携を密にしながら、児童生徒及び幼児が、障害の有無にかかわらず、ともに教育を受け

るための教育環境の充実にいっそう努めてまいります。

また、特別な支援を必要とする子どもの各発達段階を通じ、本人や保護者及び支援者の間で円滑な情報の共有、引継ぎがなされる体制が構築され、切れ目のない支援がなされるよう努めてまいります。

次に、いじめ防止・不登校対策について申し上げます。

いじめにつきましては、絶対にあってはならないという決意で取り組んでまいります。引き続き青少年教育相談員を配置することで、各学校の現状を的確に把握し、いじめの未然防止と早期対応に重きを置いて取り組むとともに、美里町いじめ問題対策連絡協議会及び美里町いじめ防止対策委員会を中心に、いじめの実態について情報の共有を図りながら、効果的ないじめ防止対策を行ってまいります。

不登校対策につきましては、学校に通えない児童生徒の心に寄り添い、悩みを把握するため、青少年教育相談員を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的職員の活用を図り、教育委員会と学校との連携を密にして、学校に通えない児童生徒とその家庭に対し、継続した働きかけと支援をしてまいります。

次に、幼児教育及び保育について申し上げます。

幼稚園は、近年の保育行政への需要の高まりから、幼稚園が単に就学前の幼児教育機関としてだけでなく、保育機関としての役割を果たすことも非常に重要となってきました。引き続き町内の3幼稚園にて、預かり保育を実施し、できる限り受け入れる予定であります。

こうした保育行政への需要に対応しながら、子育て支援を進めていくと同時に、集団生活を通して自主、自律及び協同の精神と規範意識の芽生えを促すなど、幼児期の終わりまでに育てほしい「十の姿」を踏まえ、就学前の3歳から5歳までの園児の幼児教育に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

住民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所を利用して学習することができるよう努めてまいります。

家庭教育につきましては、学校、地域社会、行政が連携して、町内の各家庭に対して情報提供や相談対応等で家庭教育を支援してまいります。

青少年教育につきましては、美里町青少年健全育成町民会議などの青少年の健全育成に取り組む団体の活動を支援してまいります。

地域の教育力につきましては、学校と地域が一体となって子どもたちをはぐくむ体制を充実してまいります。

生涯学習環境につきましては、地域の学び・活動の拠点である地区コミュニティセンター等が実施する生涯学習事業に対して継続した支援を行ってまいります。

図書館の運営につきましては、「美里町近代文学館・南郷図書館運営方針」に基づき、子どもから高齢者までの誰もが、いつでも「学ぶ」、「知る」ために資料・情報収集及び学習の場を提供し、生涯学習の拠点になるよう事業に取り組んでまいります。特に、地域の歴史を伝える地域資料の収集・保存を行うとともに、千葉亀雄記念文学室の活用を図るため、「千葉亀雄研究会」と連携を密にし、その活動の活性化に努めてまいります。

文化財保護につきましては、「美里町文化財保護活用基本方針」に基づき、文化財の保護に努めます。美里町郷土資料館につきましては、引き続き企画展や講座を開催し、児童らの学習の場として活用するとともに、「美里町郷土資料館運営方針」に基づき、歴史・文化を守り伝える拠点として活用してまいります。

最後に、スポーツ活動の推進について申し上げます。

美里町トレーニングセンターのトレーニング室にトレーニングマシンを設置し、令和4年4月から体力向上と健康増進のために利用できるよう整備いたしました。また、スポーツ施設の利用者が新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら可能な限りスポーツに取り組めるよう、引き続き関係団体と連携・協力し、各種スポーツ大会の実施及びその施設環境を整えてまいります。

以上、令和4年度の施政方針について、所信を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様に、御理解を賜りますとともに、今後の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。